

令和8年度第1回狛江市国民健康保険運営協議会 基本資料

令和8年8月 28 日開催

審議事項 1	狛江市国民健康保険財政健全化計画の見直しについて
審議事項 2	国民健康保険財政健全化計画に基づく令和9年度国民健康保険税率について
審議事項 3	多子世帯減免のあり方について

審議事項 1 狛江市国民健康保険財政健全化計画の見直しについて 及び

審議事項2 国民健康保険財政健全化計画に基づく令和9年度国民健康保険税率について

1 審議の趣旨

それでは、審議事項 1、狛江市国民健康保険財政健全化計画の見直し及び審議事項2、国民健康保険財政健全化計画に基づく国民健康保険税率について、御説明いたします。審議事項2、国民健康保険財政健全化計画に基づく国民健康保険税率については、審議事項1の赤字解消年次との整合性を図りながら、必要となる税率を算定し、決定していくこととなります。

税率等の検討にあたっては、東京都から示される、令和9年度の納付金及び標準保険料率の算定に用いる係数を考慮する必要がありますが、同係数は例年11月から12月頃に「仮係数」、1月中旬に「確定係数」として都から順次提供されるため、具体的な数値は、第3回の運営協議会においてお示しすることになろうかと思えます。

お手元の資料 1-1 を御覧ください。

本件は、現行の財政健全化計画に対する決算実績の進捗を確認した上で、現行計画をそのまま継続した場合の赤字残高と、解消目標を令和 15 年度又は令和 17 年度とした場合に必要となる税率及び世帯負担を比較し、今後の計画見直しの方向について御意見をいただくものです。

初めに現行計画と実績との関係を御説明し、次に令和 15 年度解消案と令和 17 年度解消案について、赤字残高の推移、税率等の試算、モデル世帯の年税額の順に御説明いたします。最後に、参考として都内 26 市の目標年度の状況に触れます。

2 現行計画と決算実績の乖離

[資料 1-1・1 ページ上段 現行計画]

資料上段の表を御覧ください。本市の現行計画は、平成 31 年度時点で 4 億 400 万円あった解消すべき法定外繰入を、毎年度段階的に削減し、令和 14 年度にゼロとする計画です。計画上は、各年度の削減予定額を積み上げ、赤字残高を少しずつ減らしていく形となっております。

[資料 1-1・1 ページ中段 実績及び見込み]

その下が、令和 6 年度決算及び令和 7 年度決算見込みまでを反映した実際の進捗です。年度によって赤字額は減少した年と増加した年があり、令和 5 年度には残高が 6 億 8,500 万円まで増加しました。その後、令和 6 年度及び令和 7 年度は改善し、令和 7 年度末の残高は 3 億 8,900 万円を見込んでおります。

令和 7 年度の見込みは、現行計画の同年度残高 2 億 1,600 万円に対し、1 億 7,300 万円多い状態です。直近で改善はしているものの、計画全体としては、当初想定した経路からの遅れを取り戻せていない状況です。

[資料 1-1・1 ページ中段 現行計画を継続した場合]

この実績を出発点として、令和 8 年度以後、現行計画に予定されている削減額をそのまま実行した場合が、三つ目の表です。令和 8 年度及び令和 9 年度はそれぞれ 1,000 万円、その後も現行計画の削減額を反映しておりますが、令和 14 年度末になっても、赤字は 2 億 1,100 万円残る試算となります。

つまり、現行計画は目標年度だけを形式的に据え置いても、令和 14 年度に赤字がゼロになる計画ではなくなっています。計画と実績の乖離を踏まえ、残る 2 億 1,100 万円を、どの期間で、どのような負担の配分により解消するかを改めて組み直す必要があります。

3 令和 15 年度に赤字を解消する場合

[資料 1-1・1 ページ下段 税率等の試算]

初めに、令和 15 年度に赤字を解消する場合です。令和 8 年度末の赤字残高を 3 億 7,900 万円と見込み、令和 9 年度に 5,500 万円、その後、令和 10 年度から令和 15 年度まで毎年度 5,400 万円ずつ削減することで、令和 15 年度に残高をゼロとする組み方です。

令和 15 年度という設定は、国の保険料水準統一の加速化に向けた方針や、財政制度等審議会(財政審)での議論、東京都国民健康保険運営方針の中間見直しを踏まえ、赤字解消の前倒しが求められる場合を想定した比較案として置いたものです。

左側の表は、この削減額を確保するために必要となる均等割額と所得割率の試算です。医療分、後期高齢者支援分、介護分及び子ども・子育て支援分を合計した均等割額は、令和 9 年度の 5 万 9,900 円から、令和 15 年度には 8 万 4,500 円となります。所得割率の合計は、令和 9 年度の 10.67%から、令和 15 年度には 15.07%となります。

これらは、現時点で税率を決定するものではありません。各年度の被保険者数や所得の見込み等を置き、必要な調定額を確保するための税率水準を逆算した試算です。実際の税率は、各年度の納付金、標準保険税率、所得状況等を踏まえ、改めて御審議いただくことになります。

[資料 1-1・1 ページ右下 赤字残高のグラフ]

右下のグラフは、赤字残高の推移を、現行計画と変更後の試算で比較したものです。黄色の線が当初の現行計画、青色の線が決算実績と令和 15 年度解消案です。

グラフで御覧いただきたい点は二つです。一つは、実績では令和 5 年度まで当初計画より赤字残高が上振れし、その後の改善を経ても、令和 7 年度時点で現行計画の線には戻っていないことです。もう一つは、令和 15 年度案では、令和 9 年度以後、おおむね同程度の削減額を毎年度確保し、残高を直線的にゼロへ近づける設計としていることです。

なお、このグラフの縦軸は、その年度に一般会計から繰り入れる額ではなく、計画上、今後解消すべき赤字の残高を示しています。

4 令和 17 年度に赤字を解消する場合

[資料 1-1・2 ページ]

次に、2 ページを御覧ください。こちらは、解消目標を令和 17 年度とした場合です。令和 9 年度に 4,300 万円、令和 10 年度から令和 17 年度までは毎年度 4,200 万円ずつ削減し、令和 17 年度に赤字残高をゼロとする試算です。

令和 17 年度案については、被保険者の負担の急激な増加を避けながら、計画的に赤字を解消していく場合の比較案として置いたもので、東京都の国保運営方針において、実質的な限界年度として議論されてきている年度です。

均等割額の合計は、令和 9 年度が 5 万 9,500 円、令和 17 年度が 8 万 8,800 円です。所得割率の合計は、令和 9 年度が 10.59%、令和 17 年度が 15.90%となります。

令和 15 年度案と比べますと、令和 17 年度案は、毎年度の赤字削減額を約 1,200 万円少なくできるため、計画前半の税率上昇はいくぶん抑えられます。令和 9 年度の均等割額の差は 400 円、所得割率の差は 0.08 ポイントです。

一方で、解消年度を後ろに延ばすほど、将来の被保険者数が減少した状態で、必要な調定額を確保しなければなりません。このため、同じ赤字をより長い期間で解消する計画であっても、後年度の税率が低くなるとは限りません。したがって、この二つの案は、早く終わらせる案と、単純に負担を軽くする案という関係ではありません。

[資料 1-1・2 ページ右下 赤字残高のグラフ]

右下のグラフも、青色の線が令和 17 年度解消案です。令和 15 年度案より傾きは緩やかになりますが、赤字を抱える期間は 2 年間長くなります。目標年度の選択に当たっては、毎年度の負担増だけでなく、赤字を残す期間と、後年度の負担水準を併せて見る必要があります。

なお、令和 15 年度案、令和 17 年度案のいずれの場合も、計画どおりに赤字解消を達成した後の年度は、東京都が毎年示す標準税率に沿って税率改定を行っていくことになります。そのため、どちらの方針を選んだとしても、令和 18 年度以降の税率は同じ「標準税率」になります。

5 モデル世帯の年税額

[資料 1-1・3 ページ]

続いて、3 ページを御覧ください。こちらは、今御説明した税率等を、五つのモデル世帯に当てはめた年税額の試算です。上段が令和 15 年度解消案、下段が令和 17 年度解消案となっております。

モデルは、【世帯所得 300 万円の夫婦と中学生・小学生の 4 人世帯】、【世帯所得 300 万円の 40 歳単身世帯】、【7 割軽減、5 割軽減及び 2 割軽減となる 2 人世帯】です。子どもの均等割については、令和 9 年度から高校生年代まで軽減が拡大されたものとして計算しております。

1 つ目のモデル世帯では、令和 8 年度には子ども 2 人の均等割は 10 割ですが、令和 9 年度以降は軽減拡大の恩恵を受けることから、令和 8 年度と 9 年度では年税額が逆転しております。

表には各年度の金額を掲載しておりますが、説明では、計画開始時と解消年度の負担水準を比較します。

令和 15 年度解消案では、4 人世帯は令和 9 年度の 43 万 6,800 円から令和 15 年度の 61 万 6,700 円へ、17 万 9,900 円の増となります。40 歳単身世帯は 33 万 4,000 円から 47 万 1,600 円へ、13 万 7,600 円の増です。

軽減世帯では、7割軽減の2人世帯が3万5,800円から5万600円へ、1万4,800円の増、5割軽減世帯が12万5,800円から17万7,800円へ、5万2,000円の増、2割軽減世帯が21万7,300円から30万6,700円へ、8万9,400円の増となります。

令和17年度解消案では、4人世帯は43万3,000円から64万9,800円へ、21万6,800円の増、40歳単身世帯は33万1,400円から49万7,200円へ、16万5,800円の増となります。

軽減世帯では、7割軽減世帯が3万5,400円から5万3,100円へ、1万7,700円の増、5割軽減世帯が12万5,000円から18万7,300円へ、6万2,300円の増、2割軽減世帯が21万5,600円から32万3,100円へ、10万7,500円の増となります。

令和17年度案は、令和9年度時点では令和15年度案より年税額がわずかに低くなりますが、解消年度までを通して見ると、各モデルとも最終的な負担水準は高くなります。

6 都内26市の目標年度の状況

[資料1-2]

参考として、資料1-2を御覧ください。こちらは、東京都の資料を基に、都内26市の赤字解消目標年度を、前回確認時点と令和8年3月末時点で比較したものです。

24市が計画策定の対象となっており、前回調査した令和7年11月時点から目標年度等に変更があった市は6市です。目標年度を前倒した市、後ろ倒した市、計画策定の対象外となった市があり、都内で一律に同じ方向へ動いているものではありません。本市の目標年度は、現時点では令和14年度のままです。

7 事務局からお伺いしたい事項

今回の資料は、令和9年度以後の税率をこの場で決定するものではありません。財政健全化計画の解消目標年度と、負担をどのような時間軸で配分するかを検討するための試算です。

委員の皆様には、令和15年度又は令和17年度のいずれを今後の検討の軸とするか、また、計画を見直す際に特に重視すべき点について、御意見をいただきたいと思います。審議事項1及び2について、事務局からの説明は以上です。

審議事項3 多子世帯減免のあり方について

1 冒頭・今回改めて審議する理由

[資料 2-1・1 ページ]

続きまして、審議事項3、多子世帯減免のあり方について、御説明いたします。お手元の資料 2-1 を御覧ください。資料 2-2 及び資料 2-3 は、法改正及び国の考え方を確認するための参考資料です。

本市の多子世帯減免は、国の子ども均等割軽減が未就学児に限られていた中で、就学後の子を含む多子世帯の負担を軽減するため、令和 3 年度の本協議会で御審議いただき、令和 4 年度から開始したものです。18 歳未満の子が 3 人以上いる世帯について、第 3 子以降の均等割額を全額免除する、市独自の制度です。

制度開始後の令和 4 年 7 月、国からは、市町村が一定の区分に該当する方を一律に対象として独自減免を行うことについて、明確に法令違反とまでは言えないものの、適切ではないとの考え方が示されました。資料 2-3 は、その際の事務連絡です。

これを受け、令和 5 年度に、本制度の今後のあり方について本協議会で御議論いただきました。当時は、国の少子化対策の具体的な内容や実施時期がまだ定まっておらず、多子世帯の負担を補う役割も残っていたことから、本協議会からは、制度を継続する旨の答申をいただいております。

その後、令和 8 年 6 月に法律が成立し、令和 9 年度から、国の均等割軽減の対象が、未就学児から高校生年代まで拡大されることが確定しました。資料 2-2 の 7 ページ及び 11 ページが該当箇所です。前回御審議いただいた時点では未確定であった国の対応が、対象年齢と施行日を伴う制度として具体化したことになります。

したがって、今回の見直しは、制度を取り巻く前提が大きく変わったことから、その新しい前提の下で、市独自減免の役割と今後の取扱いを改めて整理していただくものです。

2 国制度の対象拡大と、市独自減免の位置付け

[資料 2-1・1 ページ左側]

資料 1 ページの左側を御覧ください。現行の国制度では、未就学児の均等割額を 5 割軽減しています。令和 8 年度の実績及び見込みでは、228 世帯が対象となり、軽減額は 480 万 3,616 円です。このうち、市独自の多子世帯減免と重なるものは、26 世帯、29 人、53 万 832 円です。

一方、市独自の多子世帯減免は、第 3 子以降を対象としており、令和 8 年度は 38 世帯、軽減額 170 万 6,700 円を見込んでおります。国制度が未就学児に限られている現状では、市独自減免は、就学後を含め、国制度の対象外となる部分を補う役割を果たしています。

資料右側は、多子世帯減免を廃止した場合に令和 9 年度において 3 子世帯、4 子世帯、6 子世帯が受ける影響を単純モデル化したものです。いずれも未就学児でない場合の令和 8 年度税率における均等割額で計算しておりますが、第 1 子、第 2 子は 5 割軽減が適用されるため、世帯としては $19,600 \text{ 円} \times 2 = 39,200$ 円の軽減となります。一方で、第 3 子以降は全額免除となっていたところ、5 割軽減として第 3 子以降の子の数 $\times 19,600$ 円の負担が新たに発生します。その結果、3 子世帯においては 19,600 円の軽減、4 子世帯においては軽減と負担が均衡し増減なし、6 子世帯においては 39,200 円の負担増となります。

なお、5 子世帯は令和 8 年度現在では存在しませんでした。

また、令和 8 年度の実際の 4 子世帯においては、経年による世帯構成の変化により、ある時期から軽減額の方が大きくなります。これは、第 1 子、第 2 子が 19 歳を迎えると世帯内の子の順位が繰り上がり、どこかの

年度で「第3子」としての減免対象から外れることにより、減免による負担増分を考慮する必要がなくなるためです。

このモデル比較は、今後の転出入や出生、税率等の変化を見込まない一定条件下の試算ですが、制度の位置付けの変化を確認することができます。国制度拡大後に市独自減免を継続する場合、その役割は、国制度の対象外を補う措置から、国の全国一律の軽減に加え、一定の多子世帯をさらに軽減する措置へと変わります。

市の多子世帯減免は、国制度の対象が限定されていた間、実際にその対象外を補完し、多子世帯の負担を軽減してきた制度であり、創設時に期待された役割を果たしてきたものと評価しております。その上で、国制度拡大後に同じ制度を据え置くことは、実質的には、追加軽減を今後も市独自に実施するという新たな政策判断になります。

あわせて、資料には記載がございませんが、今後のシステム運用について御説明いたします。令和9年度の国制度拡大は、「市町村事務処理標準システム」の機能に反映される予定です。

一方、本市独自の多子世帯減免は、標準機能だけでは完結しません。継続する場合、対象世帯の抽出、子の順位の判定、世帯構成変更の確認、減免決定及び履歴管理などを、市独自の仕組みと運用として手作業で維持していく必要があります。

システム上の都合だけで制度の廃止を判断するものではありませんが、制度の政策上の位置付けが変わる中で、標準機能の外側にある独自判定と管理を将来にわたり継続することは、制度の正確性、継続性及び事務負担の面から、併せて考慮すべき事項と考えております。

3 都内の独自軽減実施市の状況

[資料 2-1・2ページ]

続きまして、2ページを御覧ください。令和8年8月10日時点で確認した、都内で同様の独自軽減を実施している市の検討状況です。狛江市を除く6市のうち、継続の方向としている市が3市、廃止の方向としている市が3市となっております。

継続の方向は、立川市、多摩市、武蔵村山市、廃止の方向は、武蔵野市、昭島市、あきる野市です。

ただし、各市の制度は、対象となる子の数え方、年齢要件、所得要件、減免割合、制度を開始した時期などが異なります。また、現時点で検討中の内容も含まれています。

本市としては、他市の取扱いではなく、本市制度の創設目的、国制度拡大後の位置付け、対象世帯への実際の影響及び今後の持続的な運用を総合して判断する必要があると考えております。

以上を踏まえた上で、令和9年度からの国の均等割の軽減の拡充に併せ、市独自の多子世帯減免を撤廃するのか、引続き多子世帯減免を継続すべきなのか、御意見を伺えればと思っております。

その他

特になし